

「川崎市子どもを虐待から守る条例」 第 21 条に基づく年次報告書

(令和 7 年度版)



令和 8 年 8 月

こども未来局

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	児童虐待相談・通告の状況について・・・・・・・・	2
	（1）受付件数	
	（2）区別受付件数	
	（3）虐待種別受付件数	
	（4）年齢別受付件数	
	（5）主たる虐待者別受付件数	
	（6）経路別受付件数	
3	児童虐待への対応状況について・・・・・・・・	4
	（1）区役所における対応	
	（2）児童相談所における対応	
4	児童虐待防止等のための子育て施策の取組について・・・・・・・・	8
参考	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	○川崎市子どもを虐待から守る条例	
	○川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱	

1 はじめに

本市では、平成 24 年 10 月に川崎市議会において、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。この条例は、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とし、市、市民、保護者及び関係機関等で虐待から子どもを守るための取組について定めています。

本報告書は、条例第 21 条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の状況その他の市内における虐待にかかる状況について年次報告として議会に報告するとともに、その概要を市民に公表することを目的として、令和 7 年度の状況についてとりまとめたものです。

～条例制定後の児童家庭支援・児童虐待対策の推進について～

平成 25 年 3 月、条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」（計画期間 平成 25 年度から 5 年間）を策定し、対策の基本的方向をまとめ、次いで、翌年の平成 26 年 3 月には、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組を進めてまいりました。

その後、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、こども未来局の子ども・若者分野の 3 つの計画を統合・一体化して児童家庭支援・児童虐待対策も含めた「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を平成 30 年 3 月に策定し、令和 7 年度は令和 4 年 3 月に策定した「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき取組を進めてまいりました。

総合的な児童虐待対策の推進に向けて、児童相談所においては、児童福祉法改正に伴う児童福祉司・児童心理司の増員や、常勤弁護士・常勤警察官の配置により体制強化を図ってまいりました。また、区役所においては、地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、妊娠期から子育て期まで、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの切れ目のない支援の実施のため相談支援体制を整備してまいりました。より身近な相談機関として早期の把握と支援の充実に向け、児童相談所等の関係機関と連携して取組を進めています。

さらに近年は、一時保護所において定員を超過して児童を保護せざるを得ない事態が発生しており、一方で、今後も児童虐待相談・通告件数は増加傾向が続くことが見込まれることから、一時保護所の定員増と児童の生活環境改善を図るため、中部児童相談所の建て替えを実施し、令和 7 年度に開設しました。

今後につきましても、本市の児童虐待の現状と課題の把握に努めるとともに、令和 8 年 3 月に策定した「第 3 期川崎市こども・若者の未来応援プラン」に基づき施策を着実に推進してまいります。

2 児童虐待相談・通告の状況について

令和7年度の市内3か所の児童相談所及び7区役所において受けた児童虐待相談・通告件数の集計結果です。

《児童虐待相談・通告件数について》

○受け付けた時点で分類したもので、その後の調査等により虐待の事実が認められなかった場合（虐待非該当ケース）や対象となる児童を確認できなかったものを含めた件数です。

※昨年度公表した令和4～6年度の件数では虐待非該当ケースを除外していたため、数値を変更しています。

○市民や学校・警察等の関係機関からの連絡により相談・通告を受理したものに加えて、区役所内で把握した状況から相談・通告として受理したものも含めた件数です。

※各構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

【児童虐待相談・通告の状況】

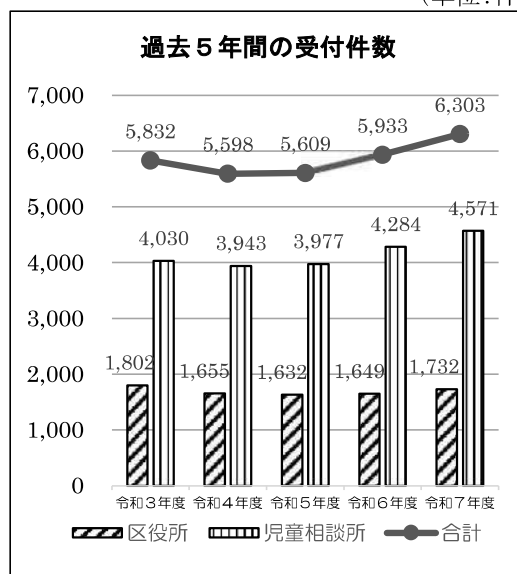
(1) 受付件数

○市全体での受付件数は6,303件で、対前年度比6.2%の増加となっています。

(単位:件)

	市全体	区役所	児童相談所
令和3年度	5,832 (104.9%)	1,802 (98.8%)	4,030 (108.0%)
令和4年度	5,598 (96.0%)	1,655 (91.8%)	3,943 (97.8%)
令和5年度	5,609 (100.2%)	1,632 (98.6%)	3,977 (100.9%)
令和6年度	5,933 (105.8%)	1,649 (101.0%)	4,284 (107.7%)
令和7年度	6,303 (106.2%)	1,732 (105.0%)	4,571 (106.7%)

※括弧内は対前年度比を示しています。



(2) 区別受付件数(区役所・児童相談所合計)

○区別受付件数では川崎区の構成比が最も高く、20.0%となっています。

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他※	合計
令和3年度	1,243	566	732	902	1,001	653	674	61	5,832
令和4年度	1,270	636	778	789	822	646	582	75	5,598
令和5年度	1,218	670	701	773	920	653	588	86	5,609
令和6年度	1,149	691	701	899	948	724	680	141	5,933
令和7年度 (構成比)	1,263 (20.0%)	719 (11.4%)	772 (12.2%)	816 (12.9%)	1,115 (17.7%)	763 (12.1%)	755 (12.0%)	100 (1.6%)	6,303 (100.0%)

※「その他」は初期調査により管轄区外に居住していることが確認されたものや住所が特定できなかった件数です。

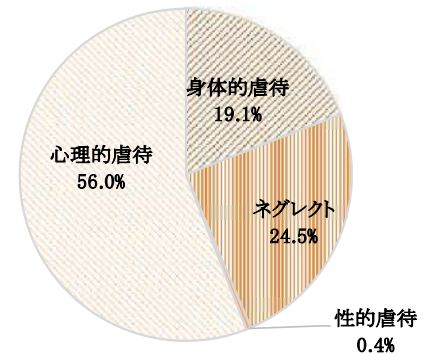
(3) 虐待種別受付件数

○虐待種別受付件数では心理的虐待の構成比が最も高く 56.0%となっています。

(単位:件)

	市全体		区役所		児童相談所	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
身体的虐待	1,126	1,202	281	298	845	904
ネグレクト	1,571	1,546	824	839	747	707
性的虐待	34	28	5	0	29	28
心理的虐待	3,202	3,527	539	595	2,663	2,932
合計	5,933	6,303	1,649	1,732	4,284	4,571

虐待種別構成比(7年度 市全体)



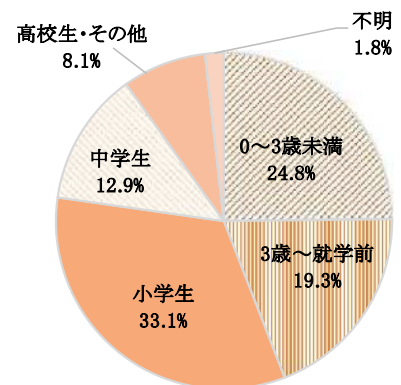
(4) 年齢別受付件数

○年齢別受付件数では就学前までの乳幼児の件数が多く、その合計は全体の 44.1%を占めています。

(単位:件)

	市全体		区役所		児童相談所	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
0～3 歳未満	1,606	1,565	699	678	907	887
3 歳～就学前	1,106	1,217	400	436	706	781
小学生	1,880	2,086	423	494	1,457	1,592
中学生	742	813	82	91	660	722
高校生・その他	456	509	44	33	412	476
不明※	143	113	1	0	142	113
合計	5,933	6,303	1,649	1,732	4,284	4,571

年齢別構成比(7年度 市全体)



※「不明」は受け付けた時点で対象となる児童の年齢を確認できなかった件数です。

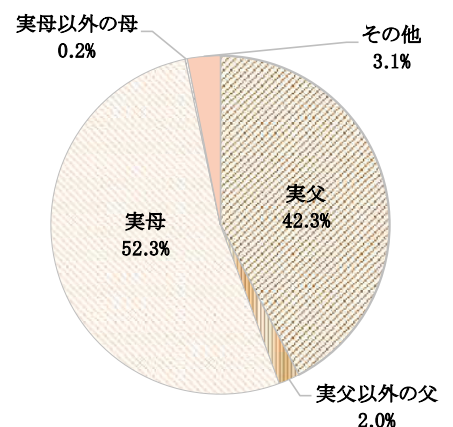
(5) 主たる虐待者別受付件数

○主たる虐待者別受付件数では実母の構成比が最も高く、52.3%となっています。

(単位:件)

	市全体		区役所		児童相談所	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
実父	2,396	2,667	429	528	1,967	2,139
実父以外の父	101	128	17	31	84	97
実母	3,278	3,298	1,185	1,151	2,093	2,147
実母以外の母	13	13	0	4	13	9
その他	145	197	18	18	127	179
合計	5,933	6,303	1,649	1,732	4,284	4,571

虐待者別構成比(7年度 市全体)



(6)経路別受付件数

○経路別受付件数では、警察からの件数が最も多くなっています。

(単位:件)

		子ども本人	虐待者	家族・親戚	近隣・知人	児童相談所	福祉事務所	保健所等	児童委員	医療機関	保育所等	学校等	警察	その他	合計
7年度	市全体	87	448	550	435	196	639	427	16	267	387	597	2,074	180	6,303
	区役所	0	79	121	15	52	495	381	12	159	204	125	1	88	1,732
	児童相談所	87	369	429	420	144	144	46	4	108	183	472	2,073	92	4,571
6年度	市全体	93	389	408	504	184	688	451	6	262	363	588	1,884	113	5,933
	区役所	4	86	81	17	50	536	387	3	144	188	103	1	49	1,649
	児童相談所	89	303	327	487	134	152	64	3	118	175	485	1,883	64	4,284

3 児童虐待への対応状況について

(1) 区役所における対応

区役所では地域みまもり支援センターで、児童虐待相談・通告を受け付け、児童相談所と連携しながら、住民に身近な相談機関としての強みを活かし対応を行っています。また、各区の要保護児童対策地域協議会の調整機関として、区内支援ネットワークを推進するとともにケースの進行管理を行っています。

※各構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

ア 要保護児童対策地域協議会取扱件数

○ 川崎区の取扱件数が最も多くなっています。

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
令和7年度	1,497	742	792	1,058	862	833	865	6,649
(構成比)	(22.5%)	(11.2%)	(11.9%)	(15.9%)	(13.0%)	(12.5%)	(13.0%)	(100.0%)
令和6年度	1,404	694	712	1,046	1,116	870	798	6,640
(構成比)	(21.1%)	(10.5%)	(10.7%)	(15.8%)	(16.8%)	(13.1%)	(12.0%)	(100.0%)

(2) 児童相談所における対応

児童相談所では子どもの権利擁護を最優先に、子どもや家族への支援を実施し、必要な場合には法的権限を行使しながら、子どもの最善の利益を守るための業務を行っています。

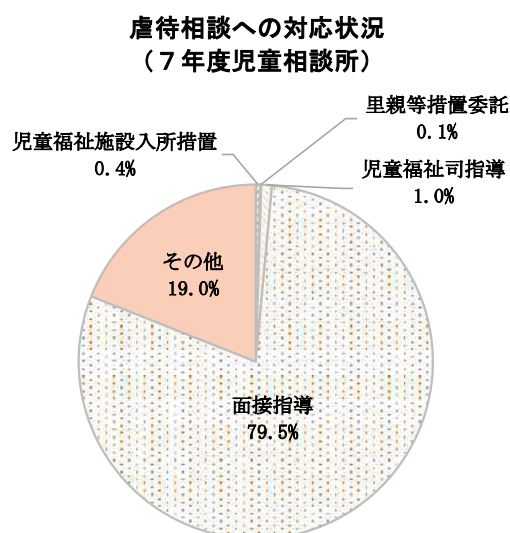
※各構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

ア 虐待相談への対応状況

- 面接などによる在宅での指導が最も多く、全体の79.5%を占めています。

(単位：件)

	児童相談所	
	6年度	7年度
児童福祉施設入所措置	28 (0.6%)	19 (0.4%)
里親等措置委託	4 (0.1%)	3 (0.1%)
児童福祉司指導	50 (1.2%)	45 (1.0%)
面接指導	3,487 (80.8%)	3,603 (79.5%)
その他	747 (17.3%)	860 (19.0%)
合 計	4,316	4,530



イ 出頭要求、立入調査等の実施状況

- 児童相談所では、児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき、出頭要求や立入調査等を行うことができます。

(単位：件)

	児童相談所	
	6年度	7年度
出 頭 要 求	0	1
立 入 調 査	0	0
臨 検 ・ 捜 索	0	0
援 助 要 請	2	0
保 護 者 指 導 勸 告	0	0

ウ 一時保護の実施状況

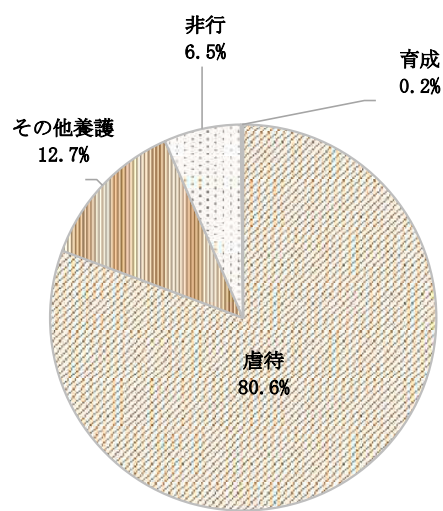
- 一時保護を行った子どもの保護の事由は、虐待によるものが最も多く、全体の 80.6%を占めています。
- 年齢別では、中学生以上が全体の 49.7%を占めています。

【保護事由別】

(単位：件)

		児童相談所	
		6年度	7年度
養 護	虐 待	399 (85.3%)	462 (80.6%)
	そ の 他 養 護	47 (10.0%)	73 (12.7%)
障 害		0 (0.0%)	0 (0.0%)
非 行		21 (4.5%)	37 (6.5%)
育 成		1 (0.2%)	1 (0.2%)
保 健 ・ そ の 他		0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計		468 (100.0%)	573 (100.0%)

一時保護の実施状況
(7年度)

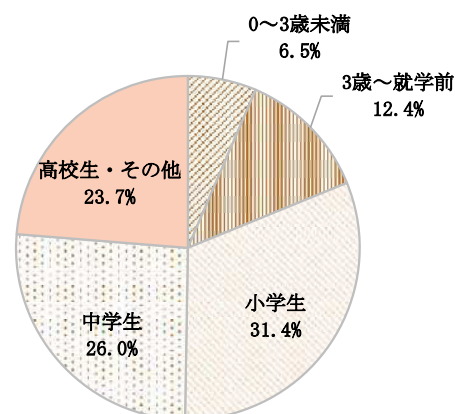


【年齢別】

(単位：件)

		児童相談所	
		6年度	7年度
0～3 歳未満		37 (7.9%)	37 (6.5%)
3 歳～就学前		57 (12.2%)	71 (12.4%)
小学生		147 (31.4%)	180 (31.4%)
中学生		118 (25.2%)	149 (26.0%)
高校生・その他		109 (23.3%)	136 (23.7%)
合計		468 (100.0%)	573 (100.0%)

一時保護の年齢別構成比
(7年度)



エ 一時保護委託

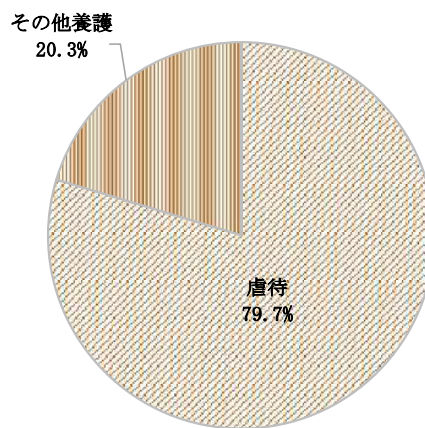
- 子どもの一時保護は一時保護所を利用することを原則としますが、状況により他の機関・者に委託することができます。保護の事由は虐待によるものが全体のおよそ8割を占めています。
- 年齢別では0～3歳未満の件数が最も多く、全体の半数以上を占めています。
- 委託先別では医療機関の件数が最も多くなっています。

【保護事由別】

(単位：件)

		児童相談所	
		6年度	7年度
養 護	虐 待	150 (82.0%)	137 (79.7%)
	そ の 他 養 護	26 (14.2%)	35 (20.3%)
障 害		3 (1.6%)	0 (0.0%)
非 行		4 (2.2%)	0 (0.0%)
育 成		0 (0.0%)	0 (0.0%)
保 健 ・ そ の 他		0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計		183 (100.0%)	172 (100.0%)

一時保護委託の実施状況
(7年度)



【年齢別・保護委託先別】

(単位：件)

		0～3 歳未満		3 歳～就学前		小学生		中学生		高校生・その他		合計	
		6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
児 童 福 祉 施 設	児童養護施設	1	1	5	0	2	4	3	5	5	0	16	10
	乳児院	43	38	0	0	0	0	0	0	0	0	43	38
	児童自立支援施設	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0
	児童心理治療施設	0	0	1	0	1	1	0	2	1	1	3	4
	障害児関係施設	0	0	1	1	1	6	3	3	4	4	9	14
	その他の施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親		31	31	0	0	6	0	14	8	2	0	53	39
医療機関		21	29	10	0	3	6	7	12	6	10	47	57
その他		0	0	0	0	2	0	0	2	8	8	10	10
合計		96	99	17	1	16	17	28	32	26	23	183	172

4 児童虐待防止等のための子育て施策の取組について

令和4年3月に策定した「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、児童家庭支援・児童虐待対策施策を推進するための3つの基本的な考え方である「子ども・子育てを支援する地域づくり」、「機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成」、「自立に向けた専門的支援の充実」のもと、次に掲げる7つの取組の方向性を定めました。

この基本的な考え方、取組の方向性に基づく児童家庭支援・児童虐待対策を具体化するために、令和4年度から令和7年度までの4年間の取組等を取りまとめ、事業を推進しました。

本プランでは計画期間内において年度ごとに、それぞれの事業について、成果や実施状況、次年度に向けた課題等を取りまとめ、報告をいたしますが、令和7年度においては、概ね順調に各事業を推進していると評価をしております。

今後も、本市の子育ての状況や児童虐待の発生状況等の変化に適切に対応しながら、事業を推進してまいります。また、本プランの進捗管理にあたっては、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において全庁的な協議、調整を行い、子育て支援及び児童虐待対策をより充実させ、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めてまいります。

<7つの取組の方向性の概要>

(1) 地域での子育て支援の充実

地域の社会資源等を活用した子育て家庭が地域で集う居場所とともに、民生委員児童委員や子育て支援団体等の連携、市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

(2) 虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業等を通じた普及啓発などを通して、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな見守り・支援を実施するとともに、オレンジリボンに係る活動など、各種団体等と協力しながら、広く児童虐待の発生予防に向けた普及啓発に取り組みます。

(3) 早期発見・早期対応の充実

乳幼児健診等を中心とした母子保健事業からの早期把握と支援、児童の生活や学びの場となる保育所・幼稚園・学校等と連携を強化するとともに、区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進し、地域の見守り体制の構築・充実に向けた検討を進めていきます。

（４）専門的支援の充実・強化

児童及び保護者の支援について、スーパーバイズ等の活用や多職種の専門職の協働を推進するとともに、第三者評価や第三者委員など、一時保護所の子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童相談所と区役所の連携のあり方も踏まえた体制の強化や児童相談所保護所の改善に向けた取組を進めるとともに、児童相談システムを活用した効率的・効果的なケース管理の推進、保健・医療関連機関との連携強化や司法関連機関との連携強化など、専門的支援の充実・強化に向けた取組を推進します。

（５）人材育成の推進

児童福祉司の任用後研修等の OFF-JT とともに、職場ごとの適切な OJT の実践など、専門職の育成に関する研修等の充実に向けた取組を進めます。

また、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくりとして、人材確保に向けた効果的な取組の推進とともに、人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築とジョブローテーションに基づく計画的な人材育成など、取組を総合的に推進します。

（６）社会的養護・自立支援の充実

個々のケースの状況に応じたカウンセリングや個別プログラムの実施など、親子関係再構築に係る効果的なスキームの構築に向けた検討を進めます。

また、児童養護施設等における家庭的養育の環境確保、里親制度の充実による家庭養護の推進、要保護児童の自立に向けた支援の推進など、社会的養育・自立支援の充実に向けた取組を推進します。

（７）地域・広域連携等の強化

民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会との連携など、被虐待児童への自立支援に向けて、地域の関係団体と連携した取組を進めます。

また、広域連携の強化として、県内の５県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を中心にした円滑な連携に向けた取組を進めます。

令和 7 年度 推進項目の取組実施状況概要

令和 7 年度の取組実施状況は、6 7 の推進項目のうち、6 7 項目のいずれも達成度 3（ほぼ目標どおり）でした。

< 7 つの取組の方向性における達成度の状況 >

取組の方向性	推進項目数	達成度の状況
（１）地域での子育て支援の充実	6 項目	達成度 3 : 6 項目
（２）虐待の発生予防策の推進	9 項目	達成度 3 : 9 項目
（３）早期発見・早期対応の充実	1 4 項目	達成度 3 : 1 4 項目
（４）専門的支援の充実・強化	1 7 項目	達成度 3 : 1 7 項目
（５）人材育成の推進	7 項目	達成度 3 : 7 項目
（６）社会的養護・自立支援の充実	8 項目	達成度 3 : 8 項目
（７）地域・広域連携等の強化	6 項目	達成度 3 : 6 項目

基本的な考え方 Ⅰ 子ども・子育てを支援する地域づくり 取組の方向性 Ⅰ 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用						
達成度：１目標を大きく上回って達成、２目標を上回って達成、３ほぼ目標どおり、４目標を下回った、５目標を大きく下回った						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
1	保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援	●保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。	●保育・子育て総合支援センターに併設するすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、0～6歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、「子育てなんでも聞いてみよう！」の取組により、保育士・栄養士・看護師がメール・電話相談等に対応しました。また、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。	3	●地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、民間のすくすくひろばや地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりや、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を一層推進していきます。	こ) 保育・子育て推進部
2	ボランティア等による子育て支援	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。	●ボランティアの養成講座は各区で実施し、新規で20名を養成しました。また、ボランティアが地域で活動できるようフォローアップ研修等を行いました。各区役所地域みまもり支援センターで実施している乳幼児健診等において、来所する乳幼児及び保護者の支援や見守りを実施し、延べ参加者数は1,635人でした。	3	●引き続き、子育てボランティアの養成講座の開催や、乳幼児健診等の事業を中心に活動を継続していきます。	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
3	こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。	●課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進しました。また、地域の活動団体やNPO法人、町内会等と連携して、全58施設において子どもの居場所を充実させる取組を進めました。	3	●令和8年度においても引き続き、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所に関する取組を幅広く実施していきます。	こ) 青少年支援室
4	地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●市内53か所（令和8年4月1日時点）に設置しているすくすくひろば（地域子育て支援センター）において、妊婦やパートナー、0～6歳の未就学児とその保護者が、身近なエリアで遊びや相談に利用することができる環境整備を行うとともに、愛称（すくすくひろば）を設定しました。各ひろばごとに多様な事業・イベントの実施や、リニューアルした「かわさき子育てアプリ」を活用したイベント情報・おたよりの発信等、利用者数・相談者数の増加に繋がりました。	3	●地域との交流の場や身近な相談機関として気軽に来所して利用いただけるよう、多様な広報媒体を活用した認知度向上やスタッフの質の向上を図るとともに、多様な相談ニーズに適切に対応できるよう、保育・子育て総合支援センターや地域みまもり支援センターとの連携を強化し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりに向けた取組を一層推進していきます。	こ) 保育・子育て推進部
5	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●ふれあい子育てサポート事業の認知度向上に向けて、多様な機会（市政だより、アゼリア広報コーナー、デジタルサイネージ、関連する講座等での周知等）を活用した広報を行うとともに、ヘルパー会員獲得に向けて、より登録しやすい制度へ段階的に改善を図るなど、地域で子育てを支えるしくみづくりを進めました。	3	●ふれあい子育てサポート事業の一層の利用促進に向け、認知度向上に向けた広報の充実や各種手続（利用申込、援助日程の調整等）のオンライン化、ヘルパー会員の層の確保など、利用者の多様なニーズへの対応やヘルパー会員が活動しやすい環境づくりなど、より利用しやすい制度へリニューアルすることで、地域住民が子育てを支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。	こ) 保育・子育て推進部
6	子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。 ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	3	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。	こ) 保育・子育て推進部

取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
7	母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	3	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
8	妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●妊婦健康診査の一人当たりの補助額を増加し、妊婦の経済的負担の緩和を図りました。また、健診結果を行政が把握できるよう受診券化に変更し、医療機関と連携し、妊婦の支援を強化しました。(助成件数:137,627件)	3	●受診券化による妊婦健診の結果の把握については引き続き医療機関と連携し、支援が必要な妊婦への早期支援を強化し、安心安全な出産となるよう支援していきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
9	乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんには赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。(乳幼児家庭全戸訪問実施率:98.8%)	3	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
10	産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業は、実施委託機関の増加や対象月齢の拡充等により、利用者数が大幅に増加しました。(利用件数:宿泊型3,197件、訪問型3,305件、日帰り型1,202件) ●質の担保のため、委託事業者に対し夜間配置加算や支援が必要な人の受入加算を導入しました。	3	●事業実施施設が、安全に運営し、質の担保ができるよう、夜間の配置加算や対象月齢の加算等を検討していきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
11	母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。 ●かわさき子育てアプリのプッシュ型通知を利用し、月齢に応じたワンポイントアドバイス等を発信しました。	3	●母子健康手帳の掲載内容や子育てアプリによる配信内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
12	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査の一人当たりの補助額を増加し、妊婦の経済的負担の緩和を図りました。また、健診結果を行政が把握できるよう受診券化に変更し、医療機関と連携し、妊婦の支援を強化しました。(助成件数:137,627件)	3	●受診券化による妊婦健診の結果の把握については引き続き医療機関と連携し、支援が必要な妊婦への早期支援を強化し、安心安全な出産となるよう支援していきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
13	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級(184回)、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室(10回)や市助産師会による日曜開催の両親学級(12回)を実施しました。	3	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。また、オンラインでの開催を継続し、妊娠出産、育児に関する情報を正しく発信していくために、従事者同士のスキルアップに努めていきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
14	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実を図ります。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。(受講者数延:9,167人)	3	●プレコンセプションケア推進とあわせて、啓発内容等を関係機関と検討していきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
15	多様な関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ●オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ●啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。	●11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。 ●児童養護施設や社会福祉協議会等と協力しながら、オレンジリボンたすきリレー等の児童虐待防止に向けた普及啓発活動を実施しました。 ●一般社団法人チャイルドワンと連携して児童虐待防止の啓発用動画を新たに作成するなど、広報の拡充に取り組みしました。	3	●子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討を進めます。
基本的な考え方Ⅱ 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成 取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援					
達成度：1目標を大きく上回って達成、2目標を上回って達成、3ほぼ目標どおり、4目標を下回った、5目標を大きく下回った					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
16	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	3	●引き続き、母子保健サービス内容の共有と連携の更なる強化を含めて、支援の必要な妊婦への支援体制の充実を図ります。
17	乳児家庭全戸訪問事業の推進	●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問)を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。また、訪問指導員を会計年度任用職員へ身分を変更し、情報共有を速やかに行えるよう環境を整えました。(乳幼児家庭全戸訪問実施率:98.8%)	3	●引き続き、出産後なるべく早い時期に訪問することで子育て家庭と地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。
18	乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施	●子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。	●子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。(受診率:96.3%) ●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。	3	●引き続き、感染対策を行いながら実施し、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。 ●集団健診の受診が困難な特別な配慮を必要とする乳児が個別健診を受診できるよう新たな仕組みを検討します。 ●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。
19	乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。	●市医師会と乳幼児健診連絡会議を年2回実施し、問診票や診査票の見直しを行いました。また、市医師会と連携し乳幼児健診の研修会を開催し、従事医師に健診業務の理解を深めていただきました。 ●川崎市母子保健懇談会を開催し、委員から健診のフォローアップ体制や仕組みについて等の意見交換を行いました。	3	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。
20	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。 ●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。	●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。(訪問件数:3,185件)	3	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。

イ 保育所・幼稚園・学校等の連携による早期発見・早期対応					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
21	要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。	●各区役所において要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催することにより、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能の情報共有や理解を深め、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	3	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が增大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況です。今後も各区地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組めます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
22	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	3	●虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を配布・活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化を進めます。
ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
23	児童家庭相談支援におけるケース管理手法の検討及び実践	●児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた児童家庭相談支援業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、共通のリスクアセスメントシートを活用する等、適切に管理を行いました。 ●令和7年度区役所での虐待相談・通告件数は1,732件でした。 ●令和7年度児童相談所での虐待相談・通告件数は4,571件でした。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	3	●引き続き、共通のリスクアセスメントシートを活用し、児童相談所と地域みまもり支援センターが連携を図りながら、適切な判断・支援を行います。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
24	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進	●個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ●実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。	●虐待通告先となる児童相談所と各区地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。また、連携調整部会を効率的・効果的に運営することにより、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取り組みを進めました。 ●全市連携調整部会開催回数 合計84回(12×7区) ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を954回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。	3	●各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施します。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていきます。 ●関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。

エ 地域の見守り体制の構築・充実					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
25	こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実	●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。	3	●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じ、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
26	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	●こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効率的・効果的に行います。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。(開催回数:連絡会14回(研修会含む))	3	●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
27	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術が必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者から5,513件の相談に応じ、必要な支援等を実施しました。	3	●各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、引き続き児童家庭支援センターにおいて専門的な知識・技術が必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
28	子育て短期利用事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業等)ことにより子育て支援を行います。	●2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)の調整を行うなど、養育支援を実施しました。 ●身体的・心理的負担が大きい多胎児・多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を実施しました。	3	●緊急の利用ニーズへの対応等、より利用しやすい環境の整備に向けて事業の見直しの検討を進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
29	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	●「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第25条の2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。	●全市代表者会議において関係機関や実務者会議の活動状況報告等を実施するとともに、各区実務者会議代表者部会を16回開催し、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。 ●各区実務者会議連携調整部会を毎月開催し、区役所関係部署及び児童相談所によるケースの状況確認等、進行管理を行いました。また、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を954回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。	3	●要保護児童対策地域協議会において、市や区の現状や課題、虐待対応に関する取組等について地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、関係機関との連携をさらに強化します。 ●学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室

取組の方向性4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
30	スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、医師・弁護士等の児童虐待に関する専門的知識を持つ外部スーパーバイザーを活用し、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。	3	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、定期的に外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を行います。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
31	関係機関の連携による専門的な支援の充実	●関係機関(区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等)との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。	3	●児童相談所、各区地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
32	児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。 ●一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。	●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。 ●一時保護所での生活等に関する課題や改善点等について、一時保護所第三者委員からの指摘・助言を踏まえて運営の見直しを図るなど、子どもの権利擁護及び福祉サービスの質の向上に向けて取り組みを進めました。 ●一時保護所に入所中の学齢児を対象に意見表明等支援事業を実施し、子どもが意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの権利擁護を推進しました。	3	●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
33	児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	●各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。(全区での児童相談受付件数:2,744件) ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。 ●児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。	3	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。 ●地域みまもり支援センターの職員がそれぞれの職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、「川崎市児童相談所相談支援業務手引き」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高めます。 ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
34	児童相談所における児童相談の適切な実施	●児童相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ●改正児童福祉法等を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を推進します。 ●増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。	●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。	3	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、川崎市児童相談所相談支援業務手引きを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
35	各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援の適切な実施	●児童家庭相談支援に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ●市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。	●各区地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。 ●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。	3	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、川崎市児童相談所相談支援業務手引きを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
36	児童家庭相談支援体制の強化	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●庁内検討会議において、各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和7年度から試行実施を行うとともに、令和8年度からの本格実施に向け、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。	3	●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。 ●児童虐待予防のための専門的支援の取り組みを進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
37	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。	●児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るとともに、一時保護所の生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護所の新築工事を実施し、令和7年7月に供用を開始しました。	3	●引き続き国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
38	児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ●国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。 ●児童相談システムを活用しながら、転居した児童等に係る自治体間の情報共有について適切に対応しました。	3	●引き続き児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理の適切な運用を行います。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
39	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。	●川崎市児童相談所相談支援業務手引きに基づき、適切にケース管理を実施しました。	3	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

オ 総合的なアセスメントの強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
40	共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。	●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会や、個別の支援経過の中で共通リスクアセスメントツールを活用し、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。	3	●共通リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
41	児童相談所における組織的アセスメントの実施	●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。	●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。	3	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
42	各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	3	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要です。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区地域みまもり支援センターにおいてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていきます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
43	療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●総合リハビリテーション推進センターのPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	3	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取組みます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
44	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ●児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を2回、幹事を3回、MSWのミーティングを2回開催しました。全体会においては医療機関における虐待対応に関する症例検討を行う等、市内医療機関の連携強化を進めました。	3	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
キ 警察や検察と連携した対応の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
45	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組めます。	●協定に基づき適切に対応を進めました。 ●南部児童相談所(中央児童相談所)に配置した神奈川県警からの派遣職員(警察連携・調整担当課長)を中心に、警察との連携強化を進めました。	3	●死亡等重篤事例が社会課題になる中、引き続き神奈川県警からの派遣職員を中心に児童相談所と警察のさらなる連携を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
46	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協同面接を実施します。	●刑事事件として立件が想定される虐待事案について、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等に関する協議の上、児童相談所、警察及び検察の3機関による協同面接を実施しました。	3	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、3機関による協議と並行して、具体的な事例に対応していきます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

取組の方向性5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
47	児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修をはじめ、専門機能強化研修、外部派遣研修等を年間で計画・実施しました。 ●各区地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び専門機能強化研修に参加しました。	3	●児童相談所新任研修及び専門機能強化研修をはじめ、専門的な研修を実施し、それぞれに求められる役割等を理解することにより更なる連携を強化に引き続き取り組みます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
48	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●児童家庭相談全体のスキルの向上のため、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター職員を対象に、外部専門機関への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。	3	●引き続き地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施していきます。また、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへの参加を推進します。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
49	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。	●局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。 ●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。 ●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。	3	●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。 ●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
50	児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組	●全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。	●児童相談所の仕事の魅力を発信するホームページを活用し、児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進するとともに、人材育成基本方針に基づき、児童相談所職員の中長期的な人材育成の取組を進めました。	3	●引き続き児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進するとともに、各種研修等による職員の資質向上や人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションを進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
51	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ●児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。	●保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、専門職の質の向上に向けた育成を進めました。	3	●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。 ●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。 ●職種ごとの人材育成の視点を踏まえた計画的なジョブローテーションの実施等、人材育成の取組を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
52	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ●児童家庭相談支援に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。	●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。	3	●職種ごとの人材育成の視点を踏まえた計画的なジョブローテーションの実施等、人材育成の取組を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
ウ 関係機関における人材育成						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
53	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。	●各区実務者会議で事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。	3	●全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。 ●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。 ●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるように研修を充実させていきます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方Ⅲ 自立支援に向けた専門的支援の充実 取組の方向性6 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進					
達成度：1目標を大きく上回って達成、2目標を上回って達成、3ほぼ目標どおり、4目標を下回った、5目標を大きく下回った					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
54	家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区域のみまもり支援センター）の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。 ●各区域のみまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。	3	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域のみまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援を行います。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
55	児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	3	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後において関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
56	児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育が適切に実施されるよう、入所児童への支援における事例検証・説明会を通じて、職員の関わり方の見直しや権利擁護に関する啓発等を行い、不適切な対応の未然防止に取り組みました。また、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう、処遇の充実を図るとともに、物価高騰等にも対応した取組を進めました。	3	●施設での家庭的養育が適切に実施されるよう、施設運営における情報提供や助言指導、権利擁護の推進に向けた取組及び、児童の処遇の充実に向けた取組を進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
ウ 里親制度の推進と里親支援の充実					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
57	里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●市政だよりへの掲載、アゼリア広報コーナーでの展示のほか、SNS等を活用した情報発信を行ったほか、養子の日などの各種イベントを開催し、10月の里親月間にあわせ、里親啓発イベントを2か所のフォスタリング機関を中心に合同開催し、広く制度周知を行いました。	3	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
58	養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。	●里親フォスタリング機関が中心となり、リクルート活動としてポスター・チラシ等の配布・掲示のほか、SNS等を活用した情報発信を行いました。 ●令和8年3月から養子縁組里親登録希望者については、養育里親の登録も同時申請とすることで、養子縁組里親希望者への研修内容の強化を行うとともに、将来的な養育里親の担い手確保につなげる取り組みを開始しました（令和7年度末の里親登録数205世帯）	3	●リクルートについては、引き続きフォスタリング機関中心となり、民間団体により様々な方法で担い手確保に努めていきます。 ●登録希望者が登録後に円滑に委託に進むよう、登録における研修内容の見直しやフォスタリング機関や児童相談所のアセスメント力の強化に取り組みます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
59	ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。（令和7年度末のふるさと里親登録数79世帯）	3	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
60	多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●養育里親・養子縁組里親各民間フォスタリング機関が中心となり、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援を行政・乳児院・児童養護施設・里親会等と連携することで、それぞれの専門性を活用しながら里親への支援を図りました。	3	●虐待を受けた児童や発達に課題を抱える児童など、一人ひとりの児童の抱える課題も複雑化してきていることから、担い手となる里親への支援の取組を充実させるため、各施設やフォスタリング機関と一層の連携を図っていきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室

エ 要保護児童の自立に向けた支援					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
61	要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●社会的養護自立支援拠点事業により施設入所中から施設退所後まで切れ目のない自立支援を実施したほか、学習支援事業、給付型奨学金により社会的養護が必要な子どもへ学習の機会を提供しました。	3	●社会的養護が必要な高校生年代以上が入所する自立援助ホームの整備を進めます。 ●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援拠点事業の活用により、施設退所後の就労継続や就労支援等、個別のニーズに応じたアフターケアの充実を図ります。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
取組の方向性7 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
62	民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。 ●11月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。	3	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
63	市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。	3	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう努めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
64	各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	3	●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 他の自治体と連携した対応の充実					
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性 所管課
65	5県市(神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市)共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供(5県市ルール)に基づき、各区の要対協調整機関である地域みまもり支援センターで転出先自治体との間で引継ぎを行いました。また、転入者についても転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	3	●今後も居所不明児童を含め、5県市ルールに基づき要保護児童等の転居に伴う情報提供を適切に運用していきます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
66	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	3	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携を強化します。 こ)児童家庭支援・虐待対策室
67	隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。	●杉並区からの職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組に関する情報交換を行いました。	3	●特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換などを進めます。 こ)児童家庭支援・虐待対策室

参 考

○川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2） 保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3） 虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守る

ことを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援

を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

- 2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（子育てに関する情報の提供又は相談）

第 11 条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

- 2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）

第 12 条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

（児童虐待防止推進月間）

第 13 条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年 11 月とする。
- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第 4 章 早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）

第 14 条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

- 2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

（通告に係る対応）

第 15 条 市民及び関係機関等は、法第 6 条第 1 項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

- 2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも 48 時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

- 3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。
- 4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。
- 5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。
- 6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
- 7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援 (専門的な治療、心理療法等の支援)

第 16 条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

(保護者に対する再発防止のための指導)

第 17 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第 18 条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第 19 条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第 20 条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 雑則

(市長の報告)

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成 30 年 3 月 20 日条例第 16 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日
26 川市こ企第 5 1 4 号

（設置の目的）

第 1 条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「未来を担うこども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」を目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- （２）青少年施策及び子どもの権利施策並びに保育・幼児教育施策、待機児童対策施策、児童家庭支援施策その他子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （３）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 推進本部会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、副市長（こども未来局担当）をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第 1 項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第 4 条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第 5 条 推進本部会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整をするため、推進本部会議に川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員（以下「構成員」という。）で構成する。
- 3 検討部会の部会長は、検討項目の内容に応じて、こども未来局長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。

- 5 検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 構成員のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 検討部会は、部会長が招集する。
- 9 部会長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、構成員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、検討部会の決定に代えることができる。この場合においては、部会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

(事務局)

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市待機児童対策推進本部会議設置要綱(25川市保推第364号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	市長
○	副市長（こども未来局担当）
	副市長（関係局・区役所担当）
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

**「川崎市子どもを虐待から守る条例」
第 21 条に基づく年次報告書
(令和 7 年度版)**

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話：044-200-0084

FAX：044-200-3638

e-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp



オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められています。